

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱

市長が別に定める事項について

平成31年4月2日制定

令和6年12月1日改正

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱第22条の規定により、この要綱の施行に関し必要な事項を以下に定める。

1 第2条第6号に規定する、別表第3(イ)欄に規定する工事のうち、市長が別に定める基準

(イ) 工事種別		(ロ) 補助対象工事の基準
木造住宅	① 屋根を軽量化する工事又は建築物の屋根構面の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の軽量化工事を行う場合は、下屋を含めた屋根全て(庇を除く。)について軽量化を行うこと。ただし既に軽量化済の部分を除く。 ・ 屋根構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板により補強すること。
	② 建築物の2階の床組又は小屋組を構造用合板等の設置により強化する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階床組、小屋組の水平構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板により補強すること。ただし、吹抜け部分や小屋組など、これにより難い部分は火打ち梁でも可とする。
	③ 土台・柱・筋交い・梁などの端部を金物で緊結する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の全部又は一部を建築基準法施行令第47条に定める仕様とすること。ただし、工事部分以外の仕様が不明であるなど、同条で定める仕様となるか確認できない場合は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」で示される補強例によることでも可とする。
	④ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事、又は、有筋の基礎を増設する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根継ぎ等により土台、柱又は梁等の劣化した部材全てを健全な状態に修繕すること。 ・ 外壁及び主要構造部の壁等の下部に基礎を新たに増設する場合は、鉄筋コンクリート造とすること。 ・ 既存の無筋基礎を補強する場合は、鉄筋コンクリート造の基礎を抱き合わせること。 ・ 基礎を部分的に補強する場合は、壁端部の柱から1.8m以上の基礎を補強するもの又は壁端部の柱から両側0.9m以上の基礎を補強すること。
京町家等	⑤ 屋根を軽量化する工事又は建築物の屋根構面の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の軽量化工事を行う場合は、下屋を含めた屋根全て(庇を除く。)について軽量化を行うこと。ただし既に軽量化済みの部分を除く。 ・ 屋根構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板や杉板により補強すること。
	⑥ 建築物の2階の床組又は小屋組を構造用合板等の設置により強化する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階床組、小屋組の水平構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板や杉板により補強すること。ただし、吹抜けや小屋組な

		ど、これにより難い部分は火打ち梁でも可とする。
⑦ 土壁を修繕する工事		<ul style="list-style-type: none"> 劣化した既存の土壁を修繕する場合にあっては、全面をこそぎ落とし、少なくとも1枚以上の壁を塗り直すこと。 天井裏又は床下まで塗り込められていない土壁を修繕する場合にあっては、天井裏又は床下まで土壁を塗りこめること。 下地まで劣化している場合、下地を含めて修繕すること。
⑧ 土台又は柱等の劣化を修繕する工事、礎石等の基礎を補修する工事、又は、柱脚部に足固め、根がらみを設置する工事		<ul style="list-style-type: none"> 根継ぎ等により土台、柱又は梁等の劣化した部材全てを健全な状態に修繕すること。 礎石基礎を大きなものに据え付け直し、又はコンクリートで増し打ちすることで礎石基礎の幅を広げること。 礎石基礎の上面は、平坦で粗い仕上げとすること。 コンクリートで増し打ちする場合は、割れ止めの配筋をすること。 構造耐力上主要な部分の柱で、柱脚部が床組等で固定されていない場合に、足固め又は根がらみにより固定すること。 足固め又は根がらみの材の厚さは45mm程度以上、幅は柱と同寸程度とし、柱脚部にボルト等で固定すること。

2 第2条第7号に規定する、別表第4(イ)欄に規定する工事のうち、市長が別に定める基準

(イ) 工事種別	(ロ) 補助対象工事の基準
①⑥ 軒裏の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 延焼のおそれのある部分^{*1}の軒裏はすべて防火改修すること。 木造住宅は、建築基準法で定める45分準耐火構造(上位の構造を含む。)とすること。 京町家等は、防火構造(上位の構造を含む。)と同等以上の仕様とすること。 京町家等は、伝統的な意匠に配慮すること。
②⑦ 開口部の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 延焼のおそれのある部分^{*1}に存する窓のうち、一つの面^{*2}ごとに防火改修すること。 建築基準法で定める防火戸その他の防火設備と同等以上の仕様とすること。
③⑧ 長屋の界壁の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法で定める準耐火構造(上位の構造を含む。)の界壁のうち片面を設けること。 小屋裏及び天井裏まで達していること。
④⑨ 外壁の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 延焼のおそれのある部分^{*1}の外壁のうち、一つの面^{*2}ごとに防火改修すること。 木造住宅は、建築基準法で定める準耐火構造(上位の構造を含む。)とすること。 京町家等は、建築基準法で定める防火構造(上位の構造含む。)と同等以上の仕様とすること。 京町家等は、伝統的な意匠に配慮すること。

⑤⑩ 感震ブレーカーの設置工事	<ul style="list-style-type: none"> 分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会において定められた「感震機能付住宅用分電盤規格 J W D S 0 0 0 7 付 2」のものを設置すること。
⑪ 木製防火雨戸の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> 大臣認定品（E C - 0 2 5 6）を利用し、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとする。

※1 延焼のおそれのある部分は隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の他の建築物との相互の外壁間の中心線から1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下にある部分とする。

※2 隣地側や道路側のそれぞれ同一空地に面する面とする。

3 第2条第8号に規定する、木造住宅又は京町家等の内部に設置する装置のうち、市長が別に定めるもの

(い) 装置の種類	(ろ) 装置の基準
耐震シェルター	<ul style="list-style-type: none"> 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第2条5号に定める耐震シェルターであるもの。
耐震ベッド	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関等の認定や試験により、性能が評価されたもの。

4 第12条、第13条及び第16条に規定する、市長が別に定める期日

(い) 対象となる手続	(ろ) 期日
① 第12条に規定する交付申請	令和6年12月27日（金）
② 第13条に規定する変更承認	令和7年1月17日（金）
③ 第16条に規定する完了報告	令和7年3月1日（土） ただし、第13条第3項の規定による変更の承認を受けた場合にあつては令和7年9月1日（月）

5 別表第2に規定する、市長が別に定める基準

(い) 工事種別	(ろ) 補助対象工事の基準
木造住宅 ③ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0未満であり、耐震改修後の構造評点が従前よりも向上する耐震改修工事のうち、市長が別に定める基準を満たすもの	耐震要素の設置又は屋根の軽量化を行い、かつ別表第3（い）欄①～④に規定する工事のいずれかを実施するものであること。
京町家等 ⑥ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0未満であり、耐震改修後の構造評点が従前よりも向上する耐震改修工事のうち、市長が別に定める基準を満たすもの	耐震要素の設置又は屋根の軽量化を行い、かつ別表第3（い）欄⑤～⑧に規定する工事のいずれかを実施するものであること。